平成２７年（フ）第３７９９号
大阪府八尾市郡川４丁目216番地の７
債務者　原田洋嗣こと　**趙**　　成律
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８００号
大阪府八尾市郡川４丁目216番地の７
債務者　原田晴未こと　金　　春美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３５号
大阪市東住吉区田辺５丁目５番７号ＤＥＡＲ　ＣＵＯＲＴ田辺403号
債務者　竹内理絵こと　姜　　理絵
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８４号
大阪市平野区長吉六反４丁目８番40号
債務者　佐野　祥男
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１８号
大阪市東成区深江北２丁目１番２―908、住民票上の住所大阪府豊中市服部寿町２丁目15番11号
債務者　米田　裕子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２０号
大阪府吹田市江坂町３丁目23番５―４号
債務者　山田　雄介
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１８号
大阪府東大阪市下小阪５丁目10番12号コーポ谷村305号
債務者　木曽　一美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７２号
大阪府大東市三箇１丁目２番34号　森忠方、前住所大阪府大東市北条２丁目15番17号
債務者　河戸伊智子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５５号
大阪市都島区御幸町１丁目８番27号サンライズ御幸201号
債務者　高山　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０４号
大阪市西成区千本北１丁目15番13号　村上マンション　305
債務者　岡本　昌子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５６号
大阪市平野区瓜破西１丁目６番29号　コーポシャルマン102、前住所大阪府吹田市末広町３番17号
債務者　髙重　美子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１０号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番７―105号
債務者　清水　智恵
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６０号
大阪府枚方市田口４丁目55番17号
債務者　前川　晴惠（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６２号
大阪府寝屋川市香里北之町３番22号（201号）
債務者　會田　**禮**子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６９号
大阪市大正区平尾４丁目21番12号グラン・パシフィック大正602号
債務者　仲地　　恵
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７９号
東京都武蔵村山市岸１丁目45番地の１コーポ喜101号
債務者　山越　栄治
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２４９号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目４番８号、前住所大阪府東大阪市菱屋西６丁目４番41―614号
債務者　酒匂　千明（旧姓二川）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部